

平成 26 年度効率的な下水道事業実施
のための計画策定業務委託

プロポーザル実施説明書

平成 26 年 5 月

那覇市上下水道局下水道課

《目 次》

1. 業務概要	1
(1) 業務の目的	1
(2) 業務内容	1
(3) 業務委託期間	1
2. プロポーザルの概要	2
(1) 名 称	2
(2) 方 法	2
(3) 主 催 者	2
(4) 共同企業体	2
(5) 事 務 局	2
(6) 本プロポーザルに係る日程等	2
(7) その他	3
3. 最優先候補者特定の流れ	3
4. 応募者に必要な資格に関する事項等	3
5. 応募者に対する制限	4
6. 応募の方法等	4
(1) 参 加	4
(2) 実施説明書の請求方法等	4
(3) 参加表明書提出	5
(4) 参加数の制限	5
(5) 参加の方法	5
(6) プロポーザル参加表明書受領通知書の交付	5
7. 質疑応答	5
(1) 質疑方法	5
(2) 質疑に係る回答	5
8. 提出書類等	5
(1) 提案書類等の提出	6
(2) 提出書類の作成要領	6
(3) 提出方法	6
(4) 再提出等	6
9. 事業の実績等	7
10. 予定技術者の経歴等	7
(1) 配置予定の技術者の資格、経歴等	7
11. 事業の実施計画書の作成要領	8
(1) 実施計画書作成上の基本事項	8
(2) 実施計画書の書式	8

(3) 留意事項.....	8
(4) 技術提案.....	8
12. 一次審査.....	9
(1) 一次審査評価区分.....	9
13. 二次審査.....	9
(1) 実施方法.....	9
14. 審査の方法及び審査結果の公表.....	10
(1) 審査委員会.....	10
(2) 評価項目.....	10
(3) 審査結果の公表.....	10
15. 最優先候補者の取り扱い.....	10
16. 欠格事項.....	11
17. 著作権及び提出書類の取り扱い.....	11
18. その他.....	11
19. 添付書類等.....	12
(1) 添付様式.....	12
20. プロポーザル採点表.....	13

1. 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、本市の課題である「少子高齢化に伴う人口減少」、「施設の老朽化（改築・更新）」、「地震対策」、「浸水対策」等を把握し、今後の下水道事業の促進と効率的、経済的な下水道事業実施を行うと同時に、那覇市総合雨水連絡会のモデル地区である石嶺地区の浸水対策を推し進めるべく那覇市総合雨水対策行動計画の推進、都市計画決定、下水道事業計画変更及び下水道浸水被害軽減総合計画策定し、早期の事業着手を目指すものである。

(2) 業務内容

本業務の公募範囲は、以下に示すとおりである。また、詳細は別紙仕様書のとおりとする。

(公募範囲)

項 目	対象面積 (ha)		
	既計画	追加	計
1) 全体計画	3,936.7	-	3,936.7
2) 雨水排水計画及び流出解析シミュレーション	121.2	-	121.2
3) 雨水対策施設計画（基本設計等）	121.2	-	121.2
4) 下水道浸水被害軽減総合計画策定	121.2	-	121.2
5) 都市計画決定図書作成	・・・・・・・・一式		
6) 下水道法事業計画図書作成	・・・・・・・・一式		
7) 都市計画法事業認可申請図書作成	・・・・・・・・一式		

(3) 業務委託期間

◇履行期間 契約日 ～ 平成 27 年 2 月 27 日

2. プロポーザルの概要

(1) 名 称

平成 26 年度 効率的な下水道事業実施のための計画策定
業務委託（以下、「本業務」という。）

(2) 方 法

簡易公募型プロポーザル

(3) 主 催 者

那覇市（以下、「本市」という。）

(4) 共同企業体

2 者共同企業体とする。
自主結成方式とする。

(5) 事 務 局

那覇市上下水道局下水道課（以下、「事務局」という。）

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち1丁目1番1号

TEL : 098-941-7808 FAX : 098-941-7828

E-mail : gesui@water.naha.okinawa.jp

那覇市ホームページ : <http://www.city.naha.okinawa.jp/>

那覇市上下水道局ホームページ : <http://www.water.naha.okinawa.jp/>

(6) 本プロポーザルに係る日程等

項 目		日 時
①	募集説明書の公開	平成 26 年 5 月 20 日
②	参加表明書及び共同企業体協定書提出期限	平成 26 年 5 月 29 日午後 5 時まで
③	参加表明書受領通知	平成 26 年 5 月 30 日
④	質疑書提出期限	平成 26 年 6 月 2 日午後 5 時まで
⑤	質疑回答	平成 26 年 6 月 5 日
⑥	プロポーザル提案書類（1～12）提出期限	平成 26 年 6 月 18 日午後 5 時まで
⑦	プロポーザル一次審査結果通知	平成 26 年 6 月 25 日（予定）
⑧	プロポーザル二次審査ヒアリング	平成 26 年 7 月 3 日 ※台風等異常気象時の際は、変更する場合があります、別途連絡します。
⑨	プロポーザル二次審査結果通知	平成 26 年 7 月 8 日（予定）

※日程については、業務（議会等）の都合で日時等変更する場合があります。その際は、改めて別途連絡します。

(7) その他

提出書類の作成及び審査ヒアリング参加に要した費用は、提出者の負担とする。

3. 最優先候補者特定の流れ

- ①応募者は、平成 26 年度効率的な下水道事業実施のための計画策定業務委託プロポーザル実施説明書（以下、「実施説明書」という。）に基づき、参加の意思を表明し、応募資格を得るものとする。
- ②提出された提出書類に基づき、一次審査（書類審査）を行う。
- ③一次審査で選定された者（以下、「二次審査対象者」という。）を対象にヒアリング形式による二次審査を実施し、これより最も優れた提案を行った者（以下、「最優先候補者」という。）を特定する。

4. 応募者に必要な資格に関する事項等

- (1) 本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件のとおりとする。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - ② 参加表明の日から最優先候補者特定の日までの間、本市の指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく、更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
 - ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 226 号）に基づく、再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
 - ⑤ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく、破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
 - ⑥ 申込みをしようとする法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の暴力団若しくは同条第 6 号の暴力団員又はこれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
 - ⑦ 那覇市内に本社、支社又は営業所がある者。ただし、共同企業体のうち 1 社は那覇市内に本社があること。
 - ⑧ 那覇市の市税を滞納していないこと。
 - ⑨ 那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規定に基づく委託業者登録名簿に登録のある者
 - ⑩ 構成員のうち、最小の出資比率は、30%以上でなければならない。
 - ⑪ 本業務の共同企業体の構成員は、本業務の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。
- (2) 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）に必要な資格に関する事項
 - ①下記の 1) ～8) のいずれかの業務を元請（ただし、共同企業体の場合は代表構成員である者）として完了した実績がある者。

- 1) 下水道全体計画策定業務
- 2) 雨水排水計画
- 3) 流出解析シミュレーション
- 4) 雨水対策施設計画
- 5) 総合雨水対策（超過降雨対策）計画策定業務
- 6) 都市計画決定図書作成
- 7) 下水道法事業計画図書作成
- 8) 都市計画法事業認可図書作成

②技術士（上下水道部門-下水道）、技術士（総合監理部門）または、RCCM（上下水道部門-下水道）の資格を有する者。

③上記①に掲げる業務の実施経験を有する者を、本業務の管理技術者及び業務担当者としてそれぞれ配置できる者。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項

①下記の1)～8)のいずれかの業務を元請として完了した実績がある者。

- 1) 下水道全体計画策定業務
- 2) 雨水排水計画
- 3) 流出解析シミュレーション
- 4) 雨水対策施設計画
- 5) 総合雨水対策（超過降雨対策）計画策定業務
- 6) 都市計画決定図書作成
- 7) 下水道法事業計画図書作成
- 8) 都市計画法事業認可図書作成

②技術士（上下水道部門-下水道）、技術士（総合監理部門）、または、RCCM（上下水道部門-下水道）の資格を有する者。

③上記①に掲げる業務の実施経験を有する者を、本業務の業務担当者として配置できる者。

5. 応募者に対する制限

次の者は、本プロポーザルに応募できないものとし、また、応募者は次の者から本プロポーザルに関し、直接又は間接的に支援を受けることができないものとする。

- ①本市職員

6. 応募の方法等

(1) 参加

応募者は、実施要領に基づき参加の意思を表明したうえで応募するものとする。
なお、応募に係る手数料は無料とする。

(2) 実施説明書の請求方法等

実施説明書及び提出様式は、ホームページ（那覇市、那覇市上下水道局）より直接ダウンロードするか、又は郵送で請求するものとする。郵送で請求する場合

は、事務局へ 200 円分の切手を貼った返送用封筒(角 2 サイズ)を同封すること。
また事務局で直接受取ることも可能とする。

(3) 参加表明書提出

応募者は、前記 2 (6) ②に定める日時までに参加表明書を提出するものとする。

(4) 参加数の制限

提出する応募書類等は、1 応募者につき 1 案とする。

(5) 参加の方法

次のものに必要事項を記入し、「プロポーザル参加表明書」及び「共同企業体協定書」を封筒に入れて、事務局まで持参又は郵送(期限までに配達されるものに限る。)により提出するものとする。なお、本市は郵送中の事故に伴う損害に関して一切の責任を負わないものとする。

イ) プロポーザル参加表明書(様式第 1 号)

ロ) 共同企業体協定書(様式第 2 号)

ハ) 返送用封筒(送付先を明記のうえ 80 円切手を貼付すること。)

(6) プロポーザル参加表明書受領通知書の交付

応募者には、プロポーザル参加表明書受領通知書(様式第 3 号)を交付する。

7. 質疑応答

本プロポーザルに関する質疑は、参加表明書受領通知書の交付を受けた者が前記 2 (6) ④に定める日時までに次により行うものとする。なお、質疑に対する回答内容は、本実施説明書の追加又は修正として、実施説明書と同様に取り扱うものとする。

(1) 質疑方法

質疑書(様式第 4 号)により、応募者から事務局への電子メールでのみ受け付けるものとする。なお、事務局は質疑者へ受信確認の電子メールを返信するものとし、返信のなかった質疑は受け付けしたものとみなさない。この場合において、本市は、電子メールの送受信に起因するトラブルについて、一切の責任を負わないものとする。

(2) 質疑に係る回答

質疑に係る回答は、質疑者の名称等を伏せたうえ、一括して質疑回答書としてまとめ、応募資格を有する全ての者に対し、前記 2 (6) ⑤に定める日までに電子メールで送信するものとする。

8. 提出書類等

応募者は、以下のとおり本プロポーザルに対する参加資格、応募者の概要、過去の実績及び提案等を記載し提出するものとする。

(1) 提案書類等の提出

提案書類等については、参加表明書受領通知書の交付を受けた者が前記 2 (6) ⑥に定める日時までに提出するものとする。

イ) プロポーザル提案書類提出表紙 (様式第 5 号)

ロ) プロポーザル提案書類

2 (6) ⑥に定める
提出日時まで

1. 応募者 (代表者) の概要 (様式第 6-1-①号)
2. 応募者 (構成員) の概要 (様式第 6-1-②号)
3. 過去 5 年間 (代表者) の業務実績 (様式第 6-2-①号)
4. 過去 5 年間 (構成員) の業務実績 (様式第 6-2-②号)
5. 当該地域 (沖縄県及び那覇市) における業務実績 (様式第 6-2-③号)
6. 当該地域 (沖縄県及び那覇市) における業務実績 (様式第 6-2-④号)
7. 予定管理技術者及び業務担当者総括一覧 (様式第 6-3-①号)
8. 予定管理技術者の経歴 (様式第 6-3-②号)
9. 予定管理技術者の過去 5 年間の同種業務実績 (様式第 6-3-③号)
10. 当該地域 (沖縄県及び那覇市) における業務実績 (様式第 6-3-④号)
11. 予定業務担当者 (代表者) の経歴 (様式第 6-3-⑤号)
12. 予定業務担当者 (代表者) の過去 5 年間の同種業務実績 (様式第 6-3-⑥号)
13. 予定業務担当者 (構成員) の経歴 (様式第 6-3-⑦号)
14. 予定業務担当者 (構成員) の過去 5 年間の同種業務実績 (様式第 6-3-⑧号)
15. 事業の実施計画書 A3 版横 3 ページ以内 (任意様式)
16. 見積書 (任意様式)

(2) 提出書類の作成要領

イ) 提案書類数は各 1 部とする。ただし、印刷物とは別に電子媒体として、CD-R メディアでも提出すること。(ウィンドウズ版、ワープロソフトはワード、表計算ソフトはエクセル、画像データは JPEG とすること。)

ロ) 文章等は読みやすいように配慮すること。

ハ) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時刻は日本の標準時、単位は計量法 (平成 4 年法律第 51 号) によるものとする。

二) 書類を提出する際は、表紙 (様式第 5 号) を添付しクリップ留めとすること。

ホ) 提案に係る書類は、様式の範囲内においてグラフ及び模式図等の貼り込みは可能とする。

(3) 提出方法

提案書類等を一括して封筒に入れ、事務局まで持参又は郵送 (期限までに配達されるものに限る。) により提出するものとする。なお、本市は郵送中の事故に伴う損害に関して一切の責任を負わないものとする。

(4) 再提出等

すでに提出した提案書類等の再提出、差替え及び修正は認めないものとする。

9. 事業の実績等

業務実績について、次のとおり作成のこと。

様式は、過去5年間の業務実績（様式第6-2-①号、様式第6-2-②号）、当該地域（沖縄県及び那覇市）における業務実績（様式第6-2-③号、様式第6-2-④号）とする。

①発注者欄には、業務の発注元（自治体名等）を記入する。

②事業名、事業概要欄には、実施した業務名称と業務概要を簡潔にまとめ、枠内に記入する。

③完了年月日欄には、業務の完了年月日を記入する。

※業務実績に関しては、TECRIS登録及び契約書の写し等公的資料を添付し、業務実績を的確に証明すること。

10. 予定技術者の経歴等

配置予定の技術者について、次のとおり経歴等を作成のこと。

様式は、予定管理技術者及び業務担当者総括一覧（様式第6-3-①号）、予定管理技術者の経歴（様式第6-3-②号）、予定管理技術者の過去5年間の同種業務実績（様式第6-3-③号）、当該地域（沖縄県及び那覇市）における業務実績（様式第6-3-④号）、業務担当者の経歴（様式第6-3-⑤号、様式第6-3-⑦号）及び予定業務担当者の過去5年間の同種業務実績（様式第6-3-⑥号、様式第6-3-⑧号）とする。

(1) 配置予定の技術者の資格、経歴等

①業務経歴は、報告の日から過去5年以内に完成した業務を対象とする。

②管理技術者と照査技術者は、兼務することを認めない。

③本業務に携わる管理技術者は、技術士（上下水道部門-下水道）、技術士（総合監理部門）または、RCCM（上下水道部門-下水道）の資格を有する者。

④本業務に携わる業務担当者は、技術士（上下水道部門-下水道）、技術士補（上下水道部門）または、RCCM（上下水道部門-下水道）の資格を有する者。

⑤本業務の同種業務とは、次に示す1)～8)のいずれかの業務である。

・同種業務

1) 下水道全体計画策定業務

2) 雨水排水計画

3) 流出解析シミュレーション

4) 雨水対策施設計画

5) 総合雨水対策（超過降雨対策）計画策定業務

6) 都市計画決定図書作成

7) 下水道法事業計画図書作成

8) 都市計画法事業認可申請図書作成

※管理技術者及び業務担当技術者の業務実績に関しては、TECRIS登録及び契約書の写し等公的資料を添付し、業務実績を的確に証明すること。

⑥契約時において、業務担当者の変更は、病欠、退職等の特別の理由がある場合を除き、認めない。

⑦技術者毎に経歴書（様式第6-3-②号、様式第6-3-⑤号及び様式第6-3-⑦号）を提出すること。

- ⑧管理技術者及び業務担当者については、当該事業所に過去3ヶ月以上在籍していること。
- ⑨業務担当者については、主たる担当者2名のみを審査対象とする。
- ⑩業務担当者については、共同企業体の双方から1名ずつ選任すること。

11. 事業の実施計画書の作成要領

(1) 実施計画書作成上の基本事項

プロポーザルは、調査・検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

本計画書において記載された事項以外の内容を含む計画書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

(2) 実施計画書の書式

①記載様式は任意とするが、A3版横3ページ以内とすること。

②記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果及びそれら加工したものをを用いることは支障ない。

(3) 留意事項

①実施計画書作成により生じた諸費用について、本市は一切負担しない。

②提出物は、一切返却しない。なお、委託業者選定後は、公文書登録原本以外はすべて、責任を持って本市で破棄する。また、委託業者選定以外の用途に使用しない。

(4) 技術提案

実施計画書は、次の内容（項目）について漏れのないよう作成すること。

No.	提案項目	記 載 内 容
1	業務実施方針について	当該業務は複数の業務から構成されているため、各業務における実施方針について簡潔に説明すること。また、業務実施フローを提示すること。
2	技術的提案とその解説について	前項で整理した業務実施方針に基づき、各業務における技術的提案を具体的に記載すること。（業務遂行上の留意点等がある場合には、抽出整理すること。）
3	業務遂行上の役割分担及び提出図書の作成について	当該業務は共同企業体で実施するため、業務遂行上の役割分担等について簡潔に説明すると同時に、内容のとりまとめにおける手順及び想定する項目等について、簡潔に説明すること。

12. 一次審査

8 (1) により提出された提案書類等について、一次審査を実施する。審査結果は、各応募者に通知する。

(1) 一次審査評価区分

評価項目	評価基準	配点
①企業の業務実績	業務実績に基づき、業務遂行技術力や地域精通度を評価する。	20
②技術者の能力	予定管理技術者の資格・業務実績及び地域精通度を評価する。 予定業務担当者の資格・業務実績を評価する。	30
合 計		50

13. 二次審査

一次審査による選定者を対象にヒアリングを行うものとする。ヒアリングは前記2 (6) ⑧に定める日時に次のとおり実施するものとし、場所や時間等詳細事項は後日通知する。

(1) 実施方法

- イ) 他の応募者のヒアリングを傍聴（会場への入室）することは認めない。
- ロ) 担当者（説明者等）は、4名までの入室を認める。
- ハ) ヒアリングの説明は、原則として予定管理技術者が行うものとする。但し、やむを得ない場合は、予定業務担当者が行うことができる。
- ニ) ヒアリングの内容は、提案書類等を補足する説明及び本市からの質疑並びにこれに対する応答とする。
- ホ) 提出した提案書類に基づき説明すること。なお、提案書類等をプロジェクター、パネルで拡大することは可とする。また、会場に用意したホワイトボードを使用し、説明に図解を加えることは認めるが、説明資料を追加提出することは認めない。

(2) 二次審査評価区分

評価項目	評価基準	配点
①実施計画書の評価	本市の現状・特性を考慮し、的確かつ現実的な提案がなされているかを評価する。	20
②ヒアリング	専門技術力、取組み姿勢、コミュニケーション力について評価する。	25
③見積金額（税込）		5
合 計		50

14. 審査の方法及び審査結果の公表

(1) 審査委員会

本プロポーザルの審査は、那覇市上下水道局下水道課公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査を実施する。

(2) 評価項目

評価項目は、前記 12 (1) 一次審査評価区分と (2) 二次審査評価区分のとおりとする。

(3) 審査結果

一次審査評価点により、二次審査参加への上位 5 者を選定する。

最優先候補者と次点者は、一次審査評価点と二次審査評価点を加えた合計の上位 2 者を選定する。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、最優先候補者と次点者の 2 者を那覇市上下水道局ホームページにて公表するものとする。

15. 最優先候補者の取り扱い

イ) 本市は、本業務の委託を予定するものとし、本業務の範囲は、別紙仕様書に定めるとおりとする。なお、委託業務の内容は、プロポーザルの内容に限定されることなく、協議により変更することができるものとする。

ロ) 最優先候補者が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者となった場合、又は本市から指名停止措置を受けることとなった場合は、その者とは契約の締結を行わない。この場合は、次点者と本業務の契約の交渉を行うこととする。

ハ) 本業務の実施にあたる管理技術者は、プロポーザル審査書類に記載された者とし、変更することはできない。配置できない場合は、その者とは契約の締結を行わない。この場合は、次点者と本業務の契約の交渉を行うこととする。

二) 本業務の実施にあたる業務担当者は、原則、プロポーザル審査書類に記載された者とする。但し、やむを得ず変更する場合は、プロポーザル審査書類に記載されたものと同様以上とする。

ホ) 本業務の委託料の上限は、19,980,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

ヘ) 委託料は、那覇市上下水道局業務委託契約約款（土木設計等）第 32 条（業務委託料の支払い）に基づき、業務完了後の支払いとする。

ト) 本市は、本業務委託の契約締結後においても失格事項又は不正と認められる行為が判明したときは契約を解除できるものとする。

チ) 最優先候補者は、発注者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとする。

16. 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、一次審査及び二次審査後に判明した場合も同様とする。

- ①提出書類に不備がある場合
- ②提出期間経過後に書類の提出があった場合
- ③提出書類等に虚偽の記載があった場合
- ④実施説明書に違反した場合
- ⑤公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認定した場合

17. 著作権及び提出書類の取り扱い

プロポーザル提案書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとする。

18. その他

この説明書に定めるもののほか、必要な事項は審査委員会が別に定める。

19. 添付書類等

(1) 添付様式

イ)	様式第 1 号	プロポーザル参加表明書
ロ)	様式第 2 号	共同企業体協定書
ハ)	様式第 3 号	プロポーザル参加表明書受領通知書
ニ)	様式第 4 号	質疑書
ホ)	様式第 5 号	プロポーザル提案書類提出表紙
へ)	様式第 6 号	プロポーザル提案書類
	様式第 6-1-①号	応募者（代表者）の概要
	様式第 6-1-②号	応募者（構成員）の概要
	様式第 6-2-①号	過去 5 年間（代表者）の業務実績
	様式第 6-2-②号	過去 5 年間（構成員）の業務実績
	様式第 6-2-③号	当該地域（沖縄県及び那覇市）における業務実績
	様式第 6-2-④号	当該地域（沖縄県及び那覇市）における業務実績
	様式第 6-3-①号	予定管理技術者及び業務担当者総括一覧
	様式第 6-3-②号	予定管理技術者の経歴
	様式第 6-3-③号	予定管理技術者の過去 5 年間の同種業務実績
	様式第 6-3-④号	当該地域（沖縄県及び那覇市）における業務実績
	様式第 6-3-⑤号	予定業務担当者（代表者）の経歴
	様式第 6-3-⑥号	予定業務担当者（代表者）の過去 5 年間の同種業務実績
	様式第 6-3-⑦号	予定業務担当者（構成員）の経歴
	様式第 6-3-⑧号	予定業務担当者（構成員）の過去 5 年間の同種業務実績

プロポーザル様式集

平成 26 年 月 日

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡 宛

平成 26 年度効率的な下水道事業実施のための
計画策定業務委託プロポーザル参加表明書

今般、連帯責任により共同施工を行うため、 を代表とする共同企業体を結成したので、当共同企業体を貴局発注の「平成 26 年度効率的な下水道事業実施のための計画策定業務委託プロポーザル」に参加の意思を表明します。あわせて、実施説明書に定める応募者に必要な資格を有していることを誓約します。

共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者

印

構 成 員 住 所
商号又は名称
代 表 者

印

共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- （1）那覇市上下水道局発注に係る平成26年度効率的な下水道事業実施のための計画策定業務委託（以下、単に「業務」という。）とする。
- （2）前号に付帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、企業体（以
下、「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は事務所を番地に置
く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後3
カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定に関わらず、業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号又は名称
代 表 者

住 所
商号又は名称
代 表 者

様式第2号

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、を代表者とす
る。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の委託の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行及び下請契約その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、とし、同
企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完成の都度当該業務について決算するものとする。

様式第2号

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合には、残存構成員が共同連帯して業務を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

様式第2号

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

平成26年 月 日

様

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡

平成26年度効率的な下水道事業実施のための計画策定
業務委託プロポーザル参加表明書受領通知書

プロポーザル参加表明書を受領いたしましたので通知します。なお、次の登録番号は、提出書類等に記入するものとします。

登録番号	
------	--

共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者

印

構 成 員 住 所
商号又は名称
代 表 者

印

登録番号	
------	--

平成 26 年 月 日

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡 宛

共同企業体名： 印

平成 26 年度効率的な下水道事業実施のための計画策定業務委託

質 疑 書

次の事項について、質問します。

質 問 事 項	内 容

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡 宛

共同企業体名： 印

平成 26 年度効率的な下水道事業実施のための計画策定業務委託

プロポーザル提案書類提出表紙

標記の件について実施要領に基づき、下記のとおり審査書類を提出します。
なお、提出に際し、実施要領の参加資格全ての要件を満たすこと、記載内容に虚偽がないこと及び結託等により構成を害するような行為をしないことを誓約します。

記

- | | |
|---|-----|
| 1. 応募者（代表者）の概要（様式 6-1-①号） | 1 部 |
| 2. 応募者（構成員）の概要（様式 6-1-②号） | 1 部 |
| 3. 過去 5 年間（代表者）の業務実績（様式 6-2-①号） | 1 部 |
| 4. 過去 5 年間（構成員）の業務実績（様式 6-2-②号） | 1 部 |
| 5. 当該地域（沖縄県及び那覇市）における業務実績（様式第 6-2-③号） | 1 部 |
| 6. 当該地域（沖縄県及び那覇市）における業務実績（様式第 6-2-④号） | 1 部 |
| 7. 予定管理技術者及び業務担当者総括一覧（様式第 6-3-①号） | 1 部 |
| 8. 予定管理技術者の経歴（様式 6-3-②号） | 1 部 |
| 9. 予定管理技術者の過去 5 年間の同種業務実績（様式 6-3-③号） | 1 部 |
| 10. 当該地域（沖縄県及び那覇市）における業務実績（様式第 6-3-④号） | 1 部 |
| 11. 予定業務担当者（代表者）の経歴（様式 6-3-⑤号） | 1 部 |
| 12. 予定業務担当者（代表者）の過去 5 年間の同種業務実績（様式 6-3-⑥号） | 1 部 |
| 13. 予定業務担当者（構成員）の経歴（様式 6-3-⑦号） | 1 部 |
| 14. 予定業務担当者（構成員）の過去 5 年間の同種業務実績（様式 6-3-⑧号） | 1 部 |
| 15. 事業の実施計画（任意様式） | 1 部 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実施計画について具体的に記載する。 ・記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果およびそれらを加工したものをを用いることは支障ない。 ・記載様式は任意とするが、A3 版横 3 ページ以内とする。 | |
| 11. 見積書（任意様式） | 1 部 |

応募者の概要

①応募者 (代表者)	
名 称	
所 在	〒
電 話 番 号	
F A X	
ホームページアドレス	
②受任事務所	
名 称	
所 在	〒
電 話 番 号	
F A X	
③作成者	
氏 名	
電 話 番 号	
F A X	
E-Mail アドレス	
④直近決算の経営状況	
総 売 上 高	千円
払 込 資 本 金	千円
流 動 比 率	%
⑤職員数 (応募時点)	
①事務職員数	人
②技術職員数	人
③他 職 員 数	人
⑥営業年数 (応募時点)	
営 業 年 数	年
⑦ I S O	
取 得 状 況 (取得済みに○印)	ア ISO 9001 (品質マネジメント)
	イ ISO 14001 (環境マネジメント)
	ウ ISO 27001 (情報セキュリティマネジメント)
	エ ISO 22000 (食品安全マネジメント)
	オ その他 ()

応募者の概要

①応募者 (構成員)	
名 称	
所 在	〒
電 話 番 号	
F A X	
ホームページアドレス	
②受任事務所	
名 称	
所 在	〒
電 話 番 号	
F A X	
③作成者	
氏 名	
電 話 番 号	
F A X	
E-Mail アドレス	
④直近決算の経営状況	
総 売 上 高	千円
払 込 資 本 金	千円
流 動 比 率	%
⑤職員数 (応募時点)	
①事務職員数	人
②技術職員数	人
③他 職 員 数	人
⑥営業年数 (応募時点)	
営 業 年 数	年
⑦ I S O	
取 得 状 況 (取得済みに○印)	ア ISO 9001 (品質マネジメント)
	イ ISO 14001 (環境マネジメント)
	ウ ISO 27001 (情報セキュリティマネジメント)
	エ ISO 22000 (食品安全マネジメント)
	オ その他 ()

過去 5 年間の業務実績 (下水道-雨水)

事業名		発注者	業務概要	完了年月日
同 種 業 務	①			年 月 日
	②			
	③			
	④			
	⑤			
	⑥			
	⑦			
	⑧			
	⑨			
	⑩			
合計 (同種業務)				件

※代表者が過去 5 年間に履行が終了した事業のうち、同種業務を記入すること。

※同種業務は、最大 10 件まで記入すること。(件数により加点する。)

※業務実績に関しては、TECRIS 登録及び契約書の写し等公的資料を添付し、業務実績を的確に証明すること。

※本業務の同種業務とは、次に示す 1) ~8) のいずれかの業務である。

・同種業務

- 1) 下水道全体計画策定業務
- 2) 雨水排水計画
- 3) 流出解析シミュレーション
- 4) 雨水対策施設計画
- 5) 総合雨水対策 (超過降雨対策) 計画策定業務
- 6) 都市計画決定図書作成
- 7) 下水道法事業計画図書作成
- 8) 都市計画法事業認可図書作成

過去 5 年間の業務実績 (下水道-雨水)

事業名		発注者	業務概要	完了年月日
同 種 業 務	①			年 月 日
	②			
	③			
	④			
	⑤			
	⑥			
	⑦			
	⑧			
	⑨			
	⑩			
合計 (同種業務)				件

※構成員が過去 5 年間に履行が終了した事業のうち、同種業務を記入すること。

※同種業務は、最大 10 件まで記入すること。(件数により加点する。)

※業務実績に関しては、TECRIS 登録及び契約書の写し等公的資料を添付し、業務実績を的確に証明すること。

※本業務の同種業務とは、次に示す 1) ~8) のいずれかの業務である。

・同種業務

- 1) 下水道全体計画策定業務
- 2) 雨水排水計画
- 3) 流出解析シミュレーション
- 4) 雨水対策施設計画
- 5) 総合雨水対策 (超過降雨対策) 計画策定業務
- 6) 都市計画決定図書作成
- 7) 下水道法事業計画図書作成
- 8) 都市計画法事業認可図書作成

様式第 6-2-③号 (①企業の業務実績 (代表者))

当該地域 (沖縄県及び那覇市) における業務実績 (下水道-雨水)

事業名		発注者	事業概要	完了年月日
業務実績	(那覇市内)			
	(沖縄県内)			
件数	那覇市内	件		
	沖縄県内	件		

※代表者が過去 5 年間に履行終了した業務のうち、主要 (下水道-雨水) な業務をそれぞれ 1 件記入すること。

※業務実績に関しては、TECRIS 登録及び契約書の写し等公的資料を添付し、業務実績を的確に証明すること。

様式第 6-2-④号 (①企業の業務実績 (構成員))

当該地域 (沖縄県及び那覇市) における業務実績 (下水道-雨水)

事業名		発注者	事業概要	完了年月日
業務実績	(那覇市内)			
	(沖縄県内)			
件数	那覇市内	件		
	沖縄県内	件		

※構成員が過去 5 年間に履行終了した業務のうち、主要 (下水道-雨水) な業務をそれぞれ 1 件記入すること。

※業務実績に関しては、TECRIS 登録及び契約書の写し等公的資料を添付し、業務実績を的確に証明すること。

様式第 6-3-①号 (②技術者の能力)

予定管理技術者及び業務担当者総括一覧

(1) 予定管理技術者

評価項目	資格名及び件数
管理技術者の保有する資格	(資格名記入)
過去 5 年間の業務実績 (同種業務)	(件数を記入)
過去 5 年間に那覇市における業務実績 (下水道-雨水)	(件数を記入)
過去 5 年間に沖縄県における業務実績 (下水道-雨水)	(件数を記入)

(2) 予定業務担当者 (代表者)

評価項目	資格名及び件数
業務担当者の保有する資格	(資格名記入)
過去 5 年間の業務実績 (同種業務)	(件数を記入)

(3) 予定業務担当者 (構成員)

評価項目	資格名及び件数
業務担当者の保有する資格	(資格名記入)
過去 5 年間の業務実績 (同種業務)	(件数を記入)

※本業務の同種業務とは、次に示す 1) ~8) のいずれかの業務である。

・同種業務

- 1) 下水道全体計画策定業務
- 2) 雨水排水計画
- 3) 流出解析シミュレーション
- 4) 雨水対策施設計画
- 5) 総合雨水対策 (超過降雨対策) 計画策定業務
- 6) 都市計画決定図書作成
- 7) 下水道法事業計画図書作成
- 8) 都市計画法事業認可図書作成

様式第 6-3-②号 (②技術者の能力)

予定管理技術者の経歴

①氏名		②生年月日		
③所属・役職				
④保有資格 (資格の種類, 部門, 選択科目, 取得年月日)				
<p>※技術士「上下水道部門 (選択科目「下水道」) 又は、総合監理部門 (選択科目「上下水道-下水道」)、RCCM (上下水道部門-下水道) の順で加点する。</p>				
⑤学歴・職歴				
⑥同種業務経歴				
事業名		発注者	事業概要	完了年月日
同種業務	①			年 月 日
	②			
	③			
	④			
	⑤			
合計 (同種業務)				件
<p>※同種業務は、最大 5 件まで記入すること。(件数により加点する。)</p> <p>※件数毎に、様式第 6-3-③を添付すること。</p>				

予定管理技術者の過去 5 年間の同種業務実績

業務分類
業務名
TECRIS 登録番号
発注機関
実施時期
業務の概要
技術的特徴
当該技術者の業務担当内容

※業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

※同種業務は、件数毎に、作成すること。

※本業務の同種業務とは、次に示す 1) ～8) のいずれかの業務である。

・同種業務

- 1) 下水道全体計画策定業務
- 2) 雨水排水計画
- 3) 流出解析シミュレーション
- 4) 雨水対策施設計画
- 5) 総合雨水対策（超過降雨対策）計画策定業務
- 6) 都市計画決定図書作成
- 7) 下水道法事業計画図書作成
- 8) 都市計画法事業認可図書作成

様式第 6-3-④号 (②技術者の能力)

当該地域 (沖縄県及び那覇市) における業務実績 (下水道-雨水)

事業名		発注者	事業概要	完了年月日
業務実績	(那覇市内)			
	(沖縄県内)			
件数	那覇市内	件		
	沖縄県内	件		

※管理技術者が過去5年間に履行終了した業務のうち、主要(下水道-雨水)な業務をそれぞれ1件記入すること。

※業務実績に関しては、TECRIS登録及び契約書の写し等公的資料を添付し、業務実績を的確に証明すること。

様式第 6-3-⑤号 (②技術者の能力 (代表者))

予定業務担当者の経歴 (代表者)

①氏名		②生年月日		
③所属・役職				
④保有資格 (資格の種類, 部門, 選択科目, 取得年月日)				
※技術士「上下水道部門 (選択科目「下水道」)、RCCM (上下水道部門-下水道) の順で加点する。				
⑤学歴・職歴				
⑥同種業務経歴				
事業名		発注者	事業概要	完了年月日
同種業務	①			年 月 日
	②			
	③			
	④			
	⑤			
合計 (同種業務)				件
※同種業務は、最大 5 件まで記入すること。(件数により加点する。)				
※件数毎に、様式第 6-3-⑥を添付すること。				

様式第 6-3-⑥号 (②技術者の能力 (代表者))

予定業務担当者の過去 5 年間の同種業務実績 (代表者)

業務分類
業務名
TECRIS 登録番号
発注機関
実施時期
業務の概要
技術的特徴
当該技術者の業務担当内容

※業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

※同種業務は、件数毎に、作成すること。

※本業務の同種業務とは、次に示す 1) ~8) のいずれかの業務である。

・同種業務

- 1) 下水道全体計画策定業務
- 2) 雨水排水計画
- 3) 流出解析シミュレーション
- 4) 雨水対策施設計画
- 5) 総合雨水対策 (超過降雨対策) 計画策定業務
- 6) 都市計画決定図書作成
- 7) 下水道法事業計画図書作成
- 8) 都市計画法事業認可図書作成

予定業務担当者の経歴 (構成員)

①氏名		②生年月日		
③所属・役職				
④保有資格 (資格の種類, 部門, 選択科目, 取得年月日)				
※技術士「上下水道部門 (選択科目「下水道」)、RCCM (上下水道部門-下水道) の順で加点する。				
⑤学歴・職歴				
⑥同種業務経歴				
事業名		発注者	事業概要	完了年月日
同種業務	①			年 月 日
	②			
	③			
	④			
	⑤			
合計 (同種業務)				件
※同種業務は、最大 5 件まで記入すること。(件数により加点する。)				
※件数毎に、様式第 6-3-⑥を添付すること。				

様式第 6-3-⑧号 (②技術者の能力 (構成員))

予定業務担当者の過去 5 年間の同種業務実績 (構成員)

業務分類
業務名
TECRIS 登録番号
発注機関
実施時期
業務の概要
技術的特徴
当該技術者の業務担当内容

※業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

※同種業務は、件数毎に、作成すること。

※本業務の同種業務とは、次に示す 1) ~8) のいずれかの業務である。

・同種業務

- 1) 下水道全体計画策定業務
- 2) 雨水排水計画
- 3) 流出解析シミュレーション
- 4) 雨水対策施設計画
- 5) 総合雨水対策 (超過降雨対策) 計画策定業務
- 6) 都市計画決定図書作成
- 7) 下水道法事業計画図書作成
- 8) 都市計画法事業認可図書作成

業務委託特記仕様書

平成 26 年度 効率的な下水道事業実施のための計画策定業務委託 特記仕様書

第 1 項 業務目的

本業務は、本市の課題である「少子高齢化に伴う人口減少」、「施設の老朽化（改築・更新）」、「地震対策」、「浸水対策」等を把握し、今後の下水道事業の促進と効率的、経済的な下水道事業実施を行うと同時に、那覇市総合雨水連絡会のモデル地区である石嶺地区の浸水対策を推し進めるべく那覇市総合雨水対策行動計画の推進、都市計画決定、下水道事業計画変更認可及び下水道浸水被害軽減総合計画策定し、さらに、緊急性を要する流出抑制施設に関しては、雨水調整池（方式未定）の実施基本設計を行うものである。

本年度は、前年度に策定した「平成 25 年度 効率的な下水道事業実施のための計画策定業務委託」の成果を用いて、引き続き各種計画、設計を行うものである。

第 2 項 調査及び作成方針

本業務遂行に際しては、今後の下水道事業の効率化に（改築更新、地震対策等）加え、住民へのアカウントビリティの向上を想定し、汎用型 GIS ソフト（ArcView10^{※1}）における図面管理とし、SHP（シェープファイル^{※2}）形式および、本市職員が利用し易いようにマップオブジェクト形式で実施するものとする。

【GIS ソフトとデータ形式の選定理由】

- ※1：主要な汎用型 GIS ソフトとしては、SIS、MapInfo、ArcView があるが導入コストが最も安価で、総務省や国土交通省等の国が公開する GIS データ形式である SHP 形式を標準フォーマットとする「ArcView」を選定した。
- ※2：SHP（シェープファイル形式）は、世界中で最も普及している GIS のデータ形式であり、総務省、国土交通省等が GIS データを公開する際の標準フォーマットとしても用いられている。そのため、本業務で作成したデータと、国や本市が所有するデータとがシームレスに情報共有が可能となるメリットがある。

第 3 項 対象範囲

本業務における対象範囲は、以下のとおりとする。

(1) 対象面積：

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ①全体計画 | : 3,936.7ha（那覇処理区） |
| ②雨水排水計画及び流出解析シミュレーション等 | : 121.2ha（石嶺排水区） |
| ③雨水対策施設計画（基本設計等） | : 一部 |
| ④下水道浸水被害軽減総合計画策定 | : 一式 |
| ⑤都市計画決定図書作成 | : 一式 |
| ⑥下水道法事業計画図書作成 | : 一式 |
| ⑦都市計画法事業認可申請図書作成 | : 一式 |

【全 体 計 画】

第4項 基本事項の検討

(1) 計画降雨強度

既計画の降雨強度について整理すると同時に、直近の降雨（特に、浸水被害発生の降雨）等と比較し、現計画降雨強度の妥当性を検証すること。

(2) 流出係数の算定

既計画の流出係数について整理すると同時に、現況土地利用形態における流出係数について排水区別に算定し、現計画流出係数との比較検討を行うこと。

(3) 設計基準の確認

前述の計画降雨強度、流出係数に加え、管渠設計基準等の整理を行うこと。

第5項 汚水管渠計画

汚水管渠計画（主要な管渠）については、本市下水道台帳システム等より既設管渠情報を抽出し、主要な管渠の区画割施設平面図をGIS化するとともに、流量計算書および縦断面図を作成すること。

第6項 汚水ポンプ場計画

汚水ポンプ場計画については、今回計画の計画諸元に基づき容量計算の見直しを行い、既存施設の能力評価を行うこと。また、ポンプ能力の変更・増強等の有無について確認を行うこと。

第7項 財政計画の策定

財政計画の策定については、過年度事業費および残事業費を算出すると同時に、年度別事業計画および事業費を整理すること。

第8項 提出図書の作成

第4項～第7項までの検討内容を整理し、報告書および図面等の提出図書のとりまとめを行うこと。

【雨水排水計画及び流出解析シミュレーション】

第9項 モデル地区における効果の検証（シミュレーション）

モデル地区における効果の検証については、「貯留」「浸透」を基本的な雨水対策手法とし、対策前・中間・後での導入効果の検証を行うものである。なお、「流出解析モデル利活用マニュアル-2006年3月- 財団法人下水道新技術推進機構」に基づく分布型の海外流出解析モデルを用いて検討すること。また、浸水状況を的確に把握する

ため、5mメッシュ標高データを基に地表面モデルを構築し、地表面氾濫解析を行うこと。

※石嶺地区のモデル化（キャリブレーション含む）については、昨年度業務で行われているため、報告書よりモデルを再現すること。なお、本市よりモデルの貸与等を行わないので、報告書添付の情報より再現する旨留意すること。

(1) 検討ケース

流出解析モデルを用いた効果検証に係る検討ケースについては、以下の組み合わせとする。なお、当該効果検証は、雨水対策施設計画の結果を反映した効果の検証シミュレーションである。

対象降雨	対策（雨水貯留管）
①10年確率降雨（本市計画降雨）	①対策有
②既往最高降雨（浸水実績降雨）	②対策無

注）対策有に関しては、浸透と貯留（実施設計を考慮した）の組み合わせ等により複数の対策検討ケースが想定される。

(2) その他

シミュレーションにおけるその他特記事項は、以下のとおりとする。

- ①モデル化に際しては、平面図、管渠縦断面図等を作成し、管渠勾配等の施設上の問題点については適切に修正すること。
- ②地表面モデル（内水氾濫解析モデル）については、浸水被害の状況を分かりやすく表現すること。

第10項 報告書作成

前項までの内容について整理し報告書を作成すること。なお、図表・写真を効果的に使用すると同時に、概要版についても併せて作成すること。

【雨水対策施設計画】

昨年度の石嶺地区雨水対策施設計画の内容を十分考慮し、下記の事項について検討、設計を行うこと。

第 11 項 施工方式比較検討

雨水調整池（遊水池）について、工事施工方法、概算コスト比較、必要工期について検討を行うこと。

第 12 項 基本設計図書作成

昨年度業務内容を含め、土木、建築、機械及び電気の各部門とその相互関係を明らかにする基本設計図書を作成すること

第 13 項 報告書作成及び照査

前項までの内容について整理し報告書を作成すること。なお、図表・写真を効果的に使用すると同時に、概要版についても併せて作成すること。ただし、実施（基本）設計については、第 12 項で整理するものとし、その他の事項について整理する。また、雨水対策施設計画の全項について、照査を実施すること

【下水道浸水被害軽減総合計画策定】

第 14 項 下水道浸水被害軽減総合計画策定

那覇市においては、都市化の進展や局地的豪雨の増加に伴い雨水排除能力を超える雨水流出が頻発し、たびたび浸水被害が発生している。

このため、平成 23 年度に上下水道局、都市計画部、建設管理部、教育委員会、環境部等で所管する各事業に於いて相互連携を強化し、雨水対策に対する理解と協力体制を構築するため那覇市総合雨水対策連絡会議を設置し、「那覇市総合雨水対策行動基本指針」を作成し、重点地区として「石嶺排水区」「ガープ川排水区」を位置づけたところである。

本項では、平成 21 年度に創設された「下水道浸水被害軽減総合事業」を活用した雨水対策を推進するため、当該事業実施にあたった対象地区の概要、整備目標、事業内容、年度計画等を整理し、計画策定を行うものである。

なお、計画策定にあたっては、本市がこれまで策定してきた各種計画（内水ハザードマップ策定、ガープ川排水区雨水排水計画、石嶺排水区雨水対策施設計画等）を勘案し、最も効率的な計画策定を行うものとする。

【都市計画決定図書作成】

第 15 項 都市計画決定図書作成

都市計画法に基づく都市計画決定に必要な図書、図面（都市計画決定総括図等）および参考図書を作成すること。なお、今回の都市計画決定は、汚水計画区域の拡大に伴うものと、雨水調整池整備に伴う決定を行うものである。

【下水道法事業計画図書作成】

第 16 項 基本事項の検討

(1) 事業計画区域及び計画フレームの設定

上位計画である「沖縄県中部流域下水道全体計画及び事業計画」に基づき、事業計画年次における計画区域内人口を設定すること。

(2) 計画汚水量、汚濁負荷量の算定

上位計画である「沖縄県中部流域下水道全体計画及び事業計画」に基づき、事業計画年次における家庭汚水、工場排水、その他排水量及び、汚濁負荷量を算定すること。

第 17 項 汚水管渠計画

(1) 下水道計画一般図作成

全体計画区域、処理区、事業計画区域、汚水ポンプ場位置、幹線ルート等が記載された下水道計画一般図（汚水）を作成すること。なお、一般図作成にあたっては、今後の効率的な事業執行に寄与するため、GIS データ化すること。

第 18 項 雨水管渠計画

(1) 下水道計画一般図作成

全体計画区域、排水区、事業計画区域、雨水ポンプ場位置、幹線ルート等が記載された下水道計画一般図（雨水）を作成すること。なお、一般図作成にあたっては、今後の効率的な事業執行に寄与するため、GIS データ化すること。

第 19 項 汚水ポンプ場計画

(1) 容量計算

第 16 項で設定した事業計画年次における計画汚水量に基づき、赤嶺汚水中継ポンプ場及び具志汚水中継ポンプ場の容量計算を行うこと。

第 20 項 雨水ポンプ場計画

(1) 容量計算

計画雨水量に基づき、古波蔵雨水ポンプ場及び美栄橋雨水ポンプ場の容量計算を行うこと。

第 21 項 財政計画の策定

事業計画期間における年度別整備計画、年度別事業費及び財源計画を策定すること。

第 22 項 提出図書の作成

第 16 項～第 22 項までの検討内容を整理し、事業計画書、事業計画説明書を作成すること。

【都市計画法事業認可申請図書作成】

第 23 項 都市計画法事業認可申請図書作成

都市計画法に基づく事業認可申請に必要な図書、図面（事業地を表示する図面、設計の概要を表示する図面等）および参考図書を作成すること。

【共 通 事 項】

第 24 項 設計協議

上記検討に係る設計協議を行うこと。なお、必要に応じて那覇市総合雨水対策連絡会議での審議資料作成、説明も行うこと。

第 25 項 管理技術者、照査技術者、担当技術者について

- (1) 管理技術者は、技術士（上下水道部門：下水道）、あるいは RCCM（下水道部門）の資格保有者とし、照査技術者は、管理技術者と同等以上か、下水道法第 22 条、下水道法施行令第 15 条により公共下水道の排水施設設計を行う資格を有する者を定めるものとする。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督員に提出するものとする。（管理技術者と兼任するものを除く）
- (3) 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

第 26 項 保険について

- (1) 受注者は業務委託契約締結後速やかに、以下の補償限度額を満たす保険等を締結し、その証書等の写しを監督員に提出すること。
 - ・法定外労災補償 1 名につき補償限度額 2 千万円以上

第 27 項 その他特記事項

本業務におけるその他特記事項は、以下のとおりとする。

- (1) GIS データは、汎用性が高い SHP（シェープファイル形式）とし、作成ソフトウェアも最も汎用性・互換性が高い ArcView10 とすること。
- (2) 作成したデータは、市職員が利用しやすいよう凡例、タイトル等を含むマップファイル形式で提出すること。

第 28 項 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

成 果 品 項 目		部 数	備 考
全体計画	報 告 書	3 部	A4 製本版
	そ の 他 関 係 図 書	一式	
流出解析シミュレーション 雨水排水計画及び	報告書（流出解析含む）	3 部	A4 製本版
雨水対策施設計画	雨水対策施設計画検討書	3 部	A4 製本版
下水道浸水被害軽減総合計画書 及び計画説明書		3 部	A4 製本版・A0 版図面
都 市 計 画 決 定 図 書		3 部	A4 製本版・A0 版図面
下 水 道 法 事 業 計 画 図 書		3 部	A4 製本版・A0 版図面
都 市 計 画 法 事 業 認 可 申 請 図 書		3 部	A4 製本版・A0 版図面
打 合 せ 議 事 録		3 部	A4 製本版
電 子 成 果 品		2 部	CD-R

第 29 項 準拠すべき図書

1. 下水道事業の手引（全国新技術推進機構）
2. 下水道計画の手引（全国建設研修センター）
3. 効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル（案）
（国土交通省都市・地域整備局下水道部）
4. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（日本下水道協会）
5. 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
6. 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
7. 下水道事業におけるコスト縮減の取り組みについて（日本下水道協会）
8. 下水道事業における費用効果分析マニュアル（案）（日本下水道協会）
9. 町村下水道着手マニュアル（日本下水道協会）
10. 高度処理施設設計マニュアル（案）（日本下水道協会）
11. 下水道収支分析モデルの作成について（日本下水道協会）
12. 新都市計画の手続き（都市計画協会）
13. 合流式下水道改善対策指針と解説（日本下水道協会）
14. 効率的な合流式下水道緊急改善計画策定の手引き（案）
（国土交通省都市・地域整備局下水道部）
15. 設計業務等共通仕様書（沖縄県土木建築部）